

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 22 日

学校法人 聖マリア学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 聖マリア学院

監 事 永松 雄一郎



監 事 坂井 英明



私たちは、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人聖マリア学院旧寄附行為（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 15 条の規定に基づき、学校法人聖マリア学院の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人聖マリア学院の業務に関する決定及び執行は適切であり財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令もしくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上